

業務委託契約書（案）

1 委託業務の名称

令和7年度有機フッ素化合物残留実態調査業務

2 履行期間

令和〇年〇月〇日（ 曜日）～令和8年1月30日（金曜日）

3 契約金額

¥〇〇〇〇〇〇〇〇〇-

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥ ）

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29項の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金

¥〇〇〇〇〇〇〇〇〇-

沖縄県財務規則第101条第1項に基づき契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は免除する。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、真義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者(甲) 住所
氏名

印

受注者(乙) 住所
氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、本契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、業務委託仕様書、業務委託仕様書に係る質問回答及び業務に関する指示（以下、「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令及び沖縄県の条例を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、本契約に係る委託業務を本契約の履行期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すことを請け負い、甲は、業務履行の対価として乙に委託料を支払う。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、本契約書又は仕様書等（以下「本契約書等」という。）に特別の定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 本契約書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 本契約書等に定める事項に関する疑義を生じた場合、又は本契約書等に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 7 本契約に係る訴訟の提起の第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(権利義務の譲渡の禁止等)

- 第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(成果の帰属)

- 第3条 乙が本業務の実施により得た成果は、すべて甲に帰属するものとする。

(著作権の譲渡)

- 第4条 乙は、業務の実績となる成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする

(著作者人格権の制限)

- 第5条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (1) 成果物の内容を自由に公表すること
- (2) 乙が成果物にした氏名の表示について、成果物の利用目的の実現のために、判読性を損なわない範囲で大きさ等を変更すること 又は省略すること
- (3) 成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変すること
- 2 乙は、成果物を公表しようとするときは、甲の事前の承認を得てからでなければ公表することができない。この場合において、乙は、著作権法第18条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(著作権の侵害の防止)

第6条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密（甲から乙に開示された資料や情報を含む。）を漏らしてはならない。

2 乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

3 乙は、契約終了後においても前2項の責任を負うものとする。

4 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(暴力団員等の排除)

第8条 乙は、本契約に関する暴力団員等の排除については、別記「暴力団員等による不当な行為防止に係る特記事項」に従うものとする。

(再委託の制限)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するための再委託の取扱いについては、別記「再委託に関する特記事項」に従うものとする。

(情報セキュリティ対策の実施)

第10条 乙は、契約の履行に際し、別記「情報セキュリティ対策の実施に係る特記事項」で定めるところにより情報セキュリティ対策を実施するものとする。

(一般的損害)

第11条 引き渡し前の成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示等が不適當であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務実施計画書の提出)

第13条 乙は、本契約の締結日の翌日から14日以内に、次の各号に掲げる事項を含む業務実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

(1) 調査の実施体制

(2) 業務工程表

(3) 緊急時の対応体制

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

- 3 本契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務実施計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項の「本契約の締結日の翌日から」を「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務実施計画書は、甲及び乙を拘束するものではない。

(仕様書等の変更)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

- 第15条 乙は、契約期間内に業務を完了できない場合は、書面により履行期間の延長を請求し、甲の承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の請求があった場合は、延長日数に応じ、契約金額に対して年2.5パーセントの率で計算した違約金を乙から徴収する。ただし、天災、地変その他乙の責によらない場合は、この限りでない。
 - 3 履行期間の延長については、甲乙協議して定めるものとする。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

- 第16条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を乙に請求することができる。
- 2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
 - 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託業務の監督等)

- 第17条 乙は、甲の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、経費の使途及びその他必要な事項について報告を求め、書面検査又は必要に応じて実地検査を実施し、必要な指示をすることができる。
 - 3 甲は、本業務における乙又は乙が業務の一部を委任し、若しくは請け負わせた第三者の履行が著しく不相当と認められる場合、その理由を明示した文書により、必要な措置を講じることを乙に請求することができる。
 - 4 乙は、甲から前項に基づく請求があった場合、当該請求事項について必要な措置を講じ、請求を受けた日から10日以内に文書により甲に報告するものとする。

(検査及び引渡し)

- 第18条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に業務の完了を通知し、併せて成果物の引き渡しをしなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、成果物が契約に適合するものか検査し、検査結果を乙に通知しなければならない。
 - 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補正して再検査を受けなければならない。この場合において、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を読み替えて準用する。

(支払)

第 19 条 乙は、第 18 条第 2 項 による検査合格の通知を受理後、甲に支払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払を行わなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 20 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(契約不適合責任)

第 21 条 甲は、委託業務が完了した後でも成果物に契約不適合があることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合を修補させる又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の請求は、甲がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は第 1 項の規定による請求を行うことができない。ただし、乙が成果物引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第 22 条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでも本契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由なく、着手期日を過ぎても着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人その他乙の使用人が、甲の監督又は検査を妨げたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、業務の履行が不可能となったとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除したことで、乙又は乙が業務の一部を委任し、若しくは請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合、乙から契約金額の 10 パーセントに相当する違約金を徴収する。

4 前 2 項の規定は、甲が、暴力団員等による不当な行為防止に係る特記事項」及び「再委託に関する特記事項」で定めるところにより解除した場合に準用する。

5 甲は、第 1 項各号の規定に該当しなくともやむを得ない理由があるときは、契約を解除し、又はその一部を変更することができる。これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなくてはならない。

6 甲は、契約の解除及び変更について、書面により乙に通知するものとする。

(乙の解除権)

第 23 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第 14 条の規定により仕様書を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第 24 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

(賠償金等の徴収)

第 25 条 甲は、乙が甲に支払うべき賠償金及び違約金と、甲が乙に支払うべき委託料とを相殺することができる。

2 甲は、第 1 項による相殺をしてもなお乙が支払うべき賠償金及び違約金がある場合、支払の期限を定めてこれを追徴する。

3 甲は、乙が賠償金及び違約金を甲が指定する期限までに支払わないときは、乙の遅延日数に応じ、支払うべき額に年 2.5 パーセントで計算した利息を付した額を徴収する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かななければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

【暴力団員等による不当な行為防止に係る特記事項】

(契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号に該当すると認められるときは、何らの催告も要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第3条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする

(賠償と違約金)

第4条 第1条又は第2条の規定により甲が契約を解除したことで、乙又は乙が業務の一部を委任し、若しくは請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

- 2 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、乙から契約金額の10パーセントに相当する違約金を徴収する。

再委託に関する特記事項

第1条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

第2条 乙は、次に掲げる契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- (1) 本契約金額の 50 パーセントを超える業務
- (2) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

第3条 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

第4条 乙は、次の各号に掲げる業務について第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

- (1) 資料等の翻訳・反訳
- (2) 通訳
- (3) その他、沖縄県と事前協議の上、必要と認められる業務

2 前項の規定によらず、乙は、次の各号に掲げる業務を第三者に委任し、又は請負わせることができる。

- (1) 資料の収集・整理
- (2) 複写・印刷・製本
- (3) 原稿・データの入力及び集計

第5条 乙は、前条により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

第6条 乙が第1条から第4条に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第7条 甲は、前条の規定により契約を解除した場合、乙から契約金額の 10 パーセントに相当する違約金を徴収する。